

大阪国道事務所管内
道路照明施設整備等 P F I 事業

事業契約書（案）

<令和 7 年 10 月 3 日訂正版>

令和 7 年 9 月

国土交通省近畿地方整備局

大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業に関する事業契約書（案）

- 1 事業名 大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業
- 2 事業場所 一般国道 26 号、481 号
自) 大阪市住之江区西住之江地先 至) 大阪府泉南郡岬町深日地先
自) 大阪府泉佐野市りんくう往来北地先 至) 泉佐野市高松南地先
- 3 事業期間 令和 8 年 3 月【○】日～令和【17】年【3】月【31】日
(ただし、引渡予定日 令和【9】年【3】月【31】日)
- 4 契約代金額 ¥【○】 -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥【○】 -)
(ただし、その内訳金額は本契約別紙 1 に記載するところによる。)
- 5 契約保証金 本契約第 9 条に定めるとおり

上記の事業について、支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 齋藤 博之（以下「発注者」という。）と【事業者の商号】（以下「事業者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項による公正な事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和【○】年【○】月【○】日

発注者

住所 大阪府大阪府中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎
氏名 支出負担行為担当官
近畿地方整備局長 齋藤 博之

事業者

住所 【事業者の住所】
商号 【事業者の商号】
代表者 【役職】 【氏名】

目 次

| | | |
|------|-----------------------|----|
| 前文 | 本契約の前提 | 1 |
| 第1章 | 総則 | 2 |
| 第1条 | (契約の目的) | 2 |
| 第2条 | (用語等の定義等) | 2 |
| 第3条 | (事業の趣旨の尊重及び遵守事項) | 2 |
| 第4条 | (規定の適用関係) | 2 |
| 第5条 | (秘密の保持) | 2 |
| 第6条 | (共通事項) | 3 |
| 第2章 | 本事業の実施に関する事項 | 4 |
| 第7条 | (事業の期間) | 4 |
| 第8条 | (事業の概要) | 4 |
| 第9条 | (契約の保証) | 4 |
| 第10条 | (権利義務の譲渡等) | 6 |
| 第11条 | (事業者の責任) | 6 |
| 第12条 | (事業工程表) | 7 |
| 第13条 | (成果物及び本施設の著作権) | 7 |
| 第14条 | (第三者の知的財産権等の侵害) | 8 |
| 第15条 | (選定企業の使用等) | 8 |
| 第16条 | (選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止) | 9 |
| 第17条 | (各業務における第三者の使用等) | 9 |
| 第18条 | (下請負人の健康保険等加入義務等) | 9 |
| 第19条 | (監視職員) | 10 |
| 第20条 | (事業者の総括代理人) | 11 |
| 第21条 | (総括代理人等に関する措置請求) | 11 |
| 第22条 | (業績等の監視及び改善要求措置) | 12 |
| 第23条 | (事業費の確定) | 12 |
| 第24条 | (事業者に対する支払) | 13 |
| 第25条 | (遅延利息) | 13 |
| 第26条 | (費用負担等) | 13 |
| 第27条 | (租税公課の負担) | 13 |
| 第28条 | (許認可の取得等) | 13 |
| 第29条 | (保険の付保等) | 14 |

| | | |
|------|----------------------------|----|
| 第30条 | (関連業務等の調整) | 14 |
| 第31条 | (近隣への対応) | 15 |
| 第32条 | (事業費の改定) | 15 |
| 第33条 | (要求水準の変更) | 15 |
| 第34条 | (要求水準の変更による措置) | 16 |
| 第35条 | (臨機の措置) | 16 |
| 第36条 | (第三者に生じた損害) | 17 |
| 第37条 | (法令変更による措置) | 17 |
| 第38条 | (不可抗力による措置) | 18 |
| 第39条 | (中断による措置) | 19 |
| 第40条 | (関係者協議会の設置) | 19 |
| 第3章 | 維持補修に関する事項 | 19 |
| 第41条 | (維持補修業務の実施計画) | 19 |
| 第42条 | (業務体制の整備等) | 20 |
| 第43条 | (維持補修業務の実施) | 20 |
| 第44条 | (報告書等の作成及び提出) | 20 |
| 第45条 | (本施設の損傷) | 20 |
| 第46条 | (発注者による検査) | 20 |
| 第4章 | 取替工事業務 | 21 |
| 第1節 | 共通 | 21 |
| 第47条 | (工事用電力、水にかかる費用) | 21 |
| 第2節 | 工事業務 | 21 |
| 第48条 | (事前調査業務計画書及び取替工事施工計画書) | 21 |
| 第49条 | (取替工事業務の実施) | 21 |
| 第50条 | (取替工事業務における体制の確認) | 21 |
| 第3節 | 取替工事業務の完了及びLED化完了照明の所有権移転 | 22 |
| 第51条 | (事業者による完成検査) | 22 |
| 第52条 | (発注者による取替工事業務の確認) | 22 |
| 第53条 | (発注者による完工確認通知書の交付) | 23 |
| 第54条 | (LED化完了照明の引渡し) | 23 |
| 第55条 | (部分使用) | 24 |
| 第56条 | (LED化完了照明の引渡しの遅延又は変更に伴う措置) | 24 |
| 第57条 | (契約不適合責任) | 24 |
| 第5章 | 事業費の支払に関する事項 | 26 |
| 第58条 | (維持補修業務費及びその他の費用の支払) | 26 |
| 第59条 | (取替工事業務費の支払) | 27 |

| | | |
|------|--------------------------------------|----|
| 第6章 | 本契約の解除及び終了に関する事項 | 27 |
| 第1節 | 解除権等 | 28 |
| 第60条 | (発注者の解除権) | 28 |
| 第61条 | (発注者の任意による解除) | 30 |
| 第62条 | (事業者の解除権) | 30 |
| 第63条 | (法令等の変更等又は不可抗力による解除) | 30 |
| 第2節 | LED化完了照明の引渡日前における契約解除の効力 | 30 |
| 第64条 | (事業者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力) | 31 |
| 第65条 | (発注者の任意による又は発注者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力) | 32 |
| 第66条 | (法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力) | 32 |
| 第3節 | LED化完了照明引渡し後における契約解除の効力 | 33 |
| 第67条 | (事業者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力) | 33 |
| 第68条 | (発注者の任意による又は責めに帰すべき事由による契約解除の効力) | 34 |
| 第69条 | (法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力) | 35 |
| 第4節 | 本契約の終了 | 36 |
| 第70条 | (期間満了による終了) | 36 |
| 第71条 | (契約終了時の事務) | 36 |
| 第72条 | (保全義務) | 37 |
| 第73条 | (関係資料等の返還) | 37 |
| 第74条 | (関係書類の引渡し等) | 37 |
| 第75条 | (契約不適合責任) | 37 |
| 第7章 | 表明保証及び誓約 | 38 |
| 第76条 | (事業者による事実の表明保証及び誓約) | 38 |
| 第77条 | (発注者による事実の表明保証) | 39 |
| 第8章 | 雑則 | 39 |
| 第78条 | (本契約の変更) | 39 |
| 第79条 | (準拠法及び裁判管轄) | 39 |
| 第80条 | (解釈) | 40 |
| 附則 | | 41 |
| 別紙 | 1 契約金額の内訳 | 42 |
| 別紙 | 2 用語の定義 | 43 |
| 別紙 | 3 事業者等が付す保険等 | 53 |
| 別紙 | 4 業績等の監視及び改善要求措置要領 | 54 |
| 別紙 | 5 事業費の算定及び支払い方法 | 55 |

| | | | |
|----|---|-------------------------|----|
| 別紙 | 6 | 不可抗力による費用分担 | 56 |
| 別紙 | 7 | 再計算の利息の算定にかかる割賦利率 | 58 |

前文 本契約の前提

本事業は、PFI法の定めるところにより選定事業として実施するものである。

本事業における公共施設等の管理者等は、国土交通大臣である。

国土交通大臣は、本施設の維持補修及びLED化対象照明の取替工事に係る支出負担行為に関する事務を発注者に分掌する。

発注者は、本事業について、令和7年6月26日にPFI法第5条第1項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、令和7年9月5日にPFI法第7条の定めるところにより本事業を選定事業とした。

発注者は、PFI法第8条第1項の定める民間事業者の選定について、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項に定める方法により行った。その結果、発注者は、令和8年2月【●】日に本事業の実施を担う民間事業者を特定し、令和8年2月【●】日に当該民間事業者との間で基本協定書を締結した。

発注者及び事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）の趣旨を踏まえ、本事業の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力し、円滑な遂行に努める。

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、発注者及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

(用語等の定義等)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、本契約別紙2の用語の定義に定めるところによる。

2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えない。

(事業の趣旨の尊重及び遵守事項)

第3条 事業者は、本事業が国道道路照明施設をLED化し、かつ、その機能及び性能が将来にわたって適切に確保されるように維持補修をする事業であることを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 発注者は、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

3 発注者及び事業者は、本契約の履行にあたり、日本国の法令等を遵守する。

4 事業者は、事業契約書等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を実施しその他本契約上の義務を履行する。

(規定の適用関係)

第4条 事業契約書、入札説明書等及び事業計画書の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、事業契約書、入札説明書等、事業計画書の順に優先して適用される。

2 事業契約書又は入札説明書等それぞれの書類間で疑義が生じた場合は、発注者と事業者との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、要求水準書と事業計画書の内容に差異がある場合には、事業計画書に記載された提案内容が要求水準書に記載された基準、水準等を上回るときに限り、事業計画書が優先して適用される。

(秘密の保持)

第5条 発注者及び事業者は、本契約の内容、本契約に関する協議の内容及び本事業に関して本契約の相手方当事者から書面により開示を受けた情報であって当該

開示の時点において秘密として管理されているもの並びに本事業により知り得た個人情報につき、本契約の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に開示せず、かつ本契約の目的以外の目的には使用してはならない。ただし、発注者若しくは事業者が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は発注者若しくは事業者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資等を行う金融機関等に対し、本契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。
 - 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約上の義務違反によることなく公知となった情報
 - 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 3 事業者は、本契約による事務を処理するための個人情報を取扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項及び要求水準書に従い、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（共通事項）

- 第6条 本契約で定める意思表示等（本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、指示、質問、回答及び解除を含むが、これに限定されない。以下「意思表示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、発注者が必要と認めた場合には、この限りではない。
- 2 本契約の履行に関して発注者及び事業者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 4 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
 - 5 本契約の履行に関して発注者及び事業者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによる。
 - 6 本契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定めるところによる。
 - 7 本契約の履行に関して発注者及び事業者間で用いる時刻は日本標準時とする。
 - 8 本契約で定められている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された法令等が本契約に適用される。

第2章 本事業の実施に関する事項

(事業の期間)

第7条 本契約は、その締結日からその効力を生じ、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和17年3月31日のいずれか早い方の日に終了する。

(事業の概要)

第8条 本事業は、事業契約書等に定める次の各号に掲げる業務及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成され、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

一 維持補修業務

二 取替工事業務

2 事業者は、取替工事の完了後、引渡予定日までに発注者にLED化完了照明を引き渡す。

3 発注者は、事業者からLED化完了照明の引渡しを受けた後、LED化完了照明の行政上の管理者としてこれを管理する。

4 事業者は、本契約締結の日から本施設に係る維持補修業務を開始し、事業期間の終了まで行う。

5 LED化完了照明について、発注者が取替工事の完了に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の取替工事が完了したときについては、第3項中「LED化完了照明」とあるのは「指定部分に係るLED化完了照明」と読み替えて、同項を準用する。

(契約の保証)

第9条 事業者は、取替工事業務契約を締結する前までに、発注者に対して、本契約後最初の取替工事業務契約の締結日から引渡日までの間、以下の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第三号の場合においては、取替工事業務契約の締結後速やかに発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結すれば足り、当該履行保証保険契約の締結後速やかに、その保険証券を発注者に寄託する。なお、下記に掲げる契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、施設整備費(消費税等を含む。)に相当する合計額の10分の1以上とする。

一 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

二 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供として次に掲げるもの

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- 三 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供として次に掲げるもの
 - ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 事業者は、維持補修業務契約を締結する前までに、発注者に対して、本契約後最初の維持補修業務契約の締結日から事業期間終了までの間、以下の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第三号の場合においては、維持補修業務契約の締結後速やかに発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結すれば足り、当該履行保証保険契約の締結後速やかに、その保険証券を発注者に寄託する。なお、下記に掲げる契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、当該事業年度に係る維持補修業務費の予定支払額（消費税等を含む。以下「年間維持補修業務費」という。）に相当する合計額の10分の1以上とする。
 - 一 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
 - 二 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供として次に掲げるもの
 - ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - 三 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供として次に掲げるもの
 - ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 3 発注者は、事業者が第1項第二号及び第2項第二号に掲げる保証を付した場合には、当該保証はそれぞれ第1項第1号及び第2項に掲げる保証金に代わる担保の提供として行われ、第1項第三号及び第2項第三号に掲げる保証を付した場合には、それぞれ第1項第一号及び第1項第二号に掲げる保証金の納付を免除する。
- 4 事業者は、第1項第三号に掲げる履行保証保険契約を締結する代わりに、取替工事企業の全部又は一部に、本契約後最初の取替工事業務契約の締結日から引渡日までの間、施設整備費（消費税等を含む。）に相当する金額の10分の1以上を保証金額又は保険金額とする事業者を被保険者とする履行保証保険契約

を締結せしめることができる。

- 5 事業者は、第2項第三号に掲げる履行保証保険契約を締結する代わりに、維持補修企業の全部又は一部に、本契約後最初の維持補修業務契約の締結日から引渡日までの間、年間維持補修業務費に相当する金額の10分の1以上を保証金額又は保険金額とする事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめることができる。
- 6 事業者は、第4項及び第5項の場合において、自己の費用負担により、当該履行保証保険契約の締結後速やかに、当該各保険金請求権に第64条第2項の違約金支払債務を被担保債務とする質権を発注者のために設定する。
- 7 第1項第三号、第2項第三号、第4項又は第5項に定める履行保証保険契約の付保条件については、本契約別紙3で定めるところによる。
- 8 施設整備費（消費税等を含む。）又は年間維持補修業務費の金額に変更があった場合には、保証金額が施設整備費（消費税等を含む。）又は年間維持補修業務費の10分の1に達するまで、発注者は保証金額の増額を請求することができ、事業者は保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第10条 事業者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本施設、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。
- 2 事業者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。
 - 3 事業者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、選定企業を変更してはならない。
 - 4 発注者は、選定企業、再受任者、又は下請負人が、事業者の経営若しくは本事業の安定性を阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者となった場合には、事業者に当該者との契約を解除するように求めることができる。

（事業者の責任）

- 第11条 事業者は、本契約において別途規定されている場合を除き、事業契約書等に従い本事業を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、本事業を適正かつ確実に実施し、本事業の実施に係る一切の責任を負う。
- 2 前項において、事業者は、発注者の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れず、事業者の責めに帰すべき事由があったとして、本契約上の責任を負う。
 - 3 本契約に別途規定されている場合を除き、発注者の本事業に関する確認若し

くは立会又は事業者から発注者に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者はいかなる本契約上における事業者の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、発注者は何ら責任を負担しない。

(事業工程表)

第12条 事業者は、本契約の締結後 14 日以内に、事業契約書等に基づき、本契約の締結日から令和 17 年 3 月 31 日までの事業工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 事業者は、本事業を事業工程表に従い実施し、事業工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。
- 3 事業者は、事業工程表について変更があった場合には、速やかに発注者に当該変更後の事業工程表を提出しなければならない。

(成果物及び本施設の著作権)

第13条 成果物及び本施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

- 2 発注者は、成果物及び本施設について、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。
- 3 事業者は、発注者が、成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならない。自ら又は著作権者（ただし、発注者が事業者に提供した著作物の著作権者を除く。以下、本条において同じ。）に、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
 - 一 著作権名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関に公表若しくは広報に使用させること。
 - 二 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - 三 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者、発注者の委託する第三者に複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - 四 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - 五 本施設を延伸し、再整備し、修繕若しくは模様替えにより改変し、取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作権者に、第 1 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合

は、この限りでない。

- 5 事業者は、自ら又は著作権者に、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 一 成果物及び本施設の内容を公表すること。
 - 二 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
 - 三 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第14条 事業者は、本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害しないこと、並びに本施設及び事業者が発注者に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、発注者に対して保証する。

- 2 事業者が、本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は本施設若しくは事業者が発注者に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、又は発注者が指示する必要な措置を行う。ただし、事業者の当該侵害が、発注者の特に指定する工事材料、施工方法又は維持補修方法等を使用したことに起因する場合には、この限りでない。

(選定企業の使用等)

第15条 事業者は、事業契約書等に定める各業務を、その業務の区分に応じて選定企業に委任し、又は請け負わせ、各業務の全部又は一部を各選定企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 事業者は、選定企業に委任し、又は請け負わせる契約において、選定企業に、本契約に基づいて事業者が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせなければならない。
- 3 事業者は、第1項の定めるところにより事業契約書等に定める各業務を選定企業に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、発注者に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、発注者の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 事業者は、前項に定めるところにより発注者の承諾を受けた選定企業の使用に関する一切の責任を負い、選定企業の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

- 5 事業者は、前項に定める場合のほか、選定企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担しなければならない。

(選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)

第16条 事業者は、取替工事企業が事業者から受任し、又は請け負った建設業法(昭和24年法律第100号)の適用対象となる本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合にあっては、同法第22条第3項に規定する承諾を行ってはならない。

- 2 事業者は、維持補修企業をして、維持補修業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。

(各業務における第三者の使用等)

第17条 事業者は、各選定企業が、各業務のうち前条に該当しないと認められる部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、発注者に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、第三者への当該業務の委任又は請負の内容のわかる契約書案を提示し、発注者の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 事業者は、各業務の実施に係る再受任者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負い、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第18条 事業者は、選定企業に、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人とさせてはならない。

- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、選定企業に、社会保険等未加入建設業者を下請負人とさせることができる。

- 一 選定企業と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場

合

- ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、事業者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者が事業者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、事業者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、事業者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 事業者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は事業者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 選定企業が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、事業者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

（監視職員）

- 第19条 発注者は、監視職員を置いたときは、その日から14日以内に、その氏名を事業者に通知する。また、監視職員を変更したときも変更した日から14日以内に、その氏名を事業者に通知する。
- 2 監視職員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監視職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - 一 本事業の適正かつ確実な実施についての事業者又は事業者の総括代理人に対する請求、勧告、通知、承諾、確認、指示又は協議
 - 二 事業者により提供される本事業の実施に係る要求水準の達成状況の監視

- 三 本契約の義務の履行に係る本事業の実施状況の監視
 - 四 事業者の財務状況及び選定企業等との契約内容の監視
 - 五 事業者が作成及び提出した資料の確認
- 3 発注者は、2人以上の監視職員を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの監視職員の有する権限の内容を事業者に通知する。また、本契約に基づく発注者の権限の一部を監視職員に委任した場合には、当該委任した権限の内容を事業者に通知する。
- 4 第2項の規定に基づく監視職員の意思表示等は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監視職員を置いた場合には、本契約に定める発注者に対する請求、通知、報告、申出等は、監視職員を経由して行う。この場合において、監視職員に請求、通知、報告、申出等が到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監視職員を置かない場合には、本契約に定める監視職員の権限は、発注者に帰属する。

(事業者の総括代理人)

第20条 事業者は、総括代理人を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならない。総括代理人を変更したときも同様とする。

2 総括代理人は、本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、本契約に基づく事業者の一切の権限を行使することができる。

- 一 契約金額の変更
- 二 契約金額の請求及び受領
- 三 第21条第1項の請求の受理
- 四 第21条第2項の決定及び通知
- 五 契約の解除

3 事業者は、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認及び解除を、総括代理人を経由して行い、発注者は、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾等を、総括代理人を経由して行う。

4 事業者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち総括代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(総括代理人等に関する措置請求)

第21条 発注者は、総括代理人、現場代理人、主任技術者、監理技術者及び業務従事者がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために

著しく不相当と認められる場合には、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 事業者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 事業者は、監視職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に事業者に通ず通知しなければならない。

(業績等の監視及び改善要求措置)

第22条 事業者は、本契約別紙4の定めるところにより自らの業績等を確認し、発注者に対し書類の提出及び報告を行う。

- 2 発注者は、本契約別紙4の定めるところにより、前項の事業者の報告によるほか、必要に応じて実地における確認等を行い、本事業に関する業績等の監視を行う。
- 3 事業者は、本契約に定めがある場合、又は発注者の請求があるときは、事業者及び選定企業が実施する業務の実施状況又は本契約の履行状況について、発注者に説明及び報告しなければならない。
- 4 発注者は、随時に、事業者及び選定企業が実施する本事業の実施状況又は本契約の履行状況について、実地にて確認することができる。
- 5 発注者は、前4項の結果、本事業に関して業務不履行があった場合は、本契約別紙4の定めるところにより改善要求措置を行い、事業者は本契約別紙4の定めるところにより当該業務不履行に対処しなければならない。

(事業費の確定)

第23条 本事業の事業費の総額は本契約冒頭の契約代金額の項に、その内訳金額は本契約別紙1にそれぞれ記載するところによる。

- 2 発注者及び事業者は、本契約の締結後14日以内に、入札時積算内訳書に記載された単価及び入札時積算数量書に記載された数量を基礎として協議の上、整備工事等費の単価について定めた工事費合意書を締結するものとする。その場合において、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、事業者に通ず通知する。

(事業者に対する支払)

第24条 発注者は、本契約別紙5の定めるところの算定方法及びスケジュールにより自らの事業費を事業者に支払う。

2 発注者は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(遅延利息)

第25条 発注者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)を乗じて計算した額の遅延利息を事業者に支払わなければならない。

2 事業者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(費用負担等)

第26条 事業者による本事業の実施その他本契約上の義務の履行に必要な一切の費用は、事業費及び本契約において発注者が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて事業者が負担する。

2 事業者による本事業の実施その他本契約上の義務の履行に必要な事業者の資金の調達は、本契約において発注者が負担する義務を負うと規定されている場合を除き、すべて事業者が自らの責任と費用で行う。

3 発注者は、本契約において別途規定されている場合を除き、事業者に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。

(租税公課の負担)

第27条 本契約及び本事業に関連して生じる租税公課は、本契約において別途規定されている場合を除き、すべて事業者が負担する。

(許認可の取得等)

第28条 事業者は、本事業を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、発注者が許認可の取得又は届出をする必要がある場合において、発注者が必要な

措置を講じ、当該措置について事業者に協力を求めた場合には、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、事業者はこれに応じる。

- 2 事業者は、前項ただし書きに定める場合を除き、本事業を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担する。
- 3 発注者は、前2項に定める事業者による許認可の取得若しくは維持又は届出の提出について、事業者から書面により協力を要請された場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したのものについては、その写しを保存し、本事業の終了時に発注者に提出する。
- 5 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の原本を保管し、発注者の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを発注者に提出する。

（保険の付保等）

第29条 事業者は、自らの責任と費用負担により、本事業に関して、本契約別紙3に定める保険（ただし、第9条第1項第一号若しくは第二号又は第9条第2項第一号若しくは第二号による保証が行われている場合には、公共工事契約履行保証保険を除く。）に加入し、又は取替工事企業若しくは維持補修企業に加入させなければならない。

- 2 事業者は、前項にかかわらず、自らの責任と費用負担により、本事業の実施に必要な保険に加入することができる。
- 3 事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前各項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後7日以内に発注者に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

（関連業務等の調整）

第30条 事業者は、発注者が本施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事が、LED化対象照明に関する取替工事業務又は本施設に関する維持補修業務の遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。

- 2 事業者は、事業期間中において、発注者の実施する業務等が、事業契約書等に定める維持補修業務の実施に関連する場合には、当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行う。
- 3 事業者は、前各項における関連業務等が実施される場合、関連業務等を実施する第三者及びその使用人に関する一切の責任を負わない。ただし、事業者は

よる調整が不相当と認められる場合はこの限りではない。

(近隣への対応)

第31条 事業者は、自らの責任と費用負担において、騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞及びその他本事業の実施が事業対象区域の地域住民の生活環境等に与える影響を調査し、又は合理的に要求される範囲の近隣対策を実施しなければならない。

2 事業者は、前項の対策を行おうとするときは、予めその概要を発注者に報告しなければならない。また、前項の対策を行ったときは、その結果を発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、本事業の実施及び発注者が入札説明書等において事業者に提示した条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法については発注者が事業者との協議により定める。

4 前項以外の地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者がこれを負担する。

(事業費の改定)

第32条 事業費は、本契約別紙5の定めるところにより改定される。

(要求水準の変更)

第33条 発注者は、要求水準の変更が必要であると認めるときには、要求水準の変更内容を記載した書面を事業者に通知し、その変更を請求することができる。この場合において、事業者は、発注者から当該書面を受領した日から14日以内に、発注者に対して、当該変更に伴う措置、LED化完了照明の引渡しの遅延の有無、事業費の変動の有無を検討し、発注者に書面により通知するとともに発注者と協議を行う。

2 発注者は、事前調査業務、取替工事業務又は維持補修業務実施の結果、設計図書に係る工数又は仕様の変更が必要になった場合には、事業者に通知して要求水準の変更を行うことができる。この場合において、発注者は、工事費合意書を踏まえて算出された金額により事業費を変更する。

3 発注者又は事業者は、技術革新等により事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して書面により事業費の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行う。

4 第1項及び第3項における発注者と事業者との間における協議が調わない場

合は、発注者が合理的な変更案を定め、事業者はこれに従わなければならない。

(要求水準の変更による措置)

第34条 事業者は、前条第1項に定める変更の請求により、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、LED化完了照明の引渡しの遅延、本事業に要する費用の増加が予想される場合にあつては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、発注者に書面により通知するとともに発注者と協議しなければならない。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、要求水準の変更がなされる場合は、発注者が当該変更による合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。また、当該変更によりLED化完了照明の引渡しの遅延が避けられない場合は、発注者が事業者と協議の上、引渡予定日を変更できる。

3 法令等の変更等又は不可抗力により、要求水準の変更がなされる場合は、当該変更による合理的な増加費用に関しては第37条第4項又は第38条第3項がそれぞれ適用される。また、当該変更によりLED化完了照明の引渡しの遅延が避けられない場合は、発注者が事業者と協議の上、引渡予定日を変更できる。

4 法令等の変更等又は不可抗力により、要求水準の変更がなされる場合で、当該変更により事業者の費用が減少するときには、第37条第5項又は第38条第4項がそれぞれ適用される。

5 要求水準の変更がなされる場合で、業務等計画書の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内で、業務等計画書を変更する。

(臨機の措置)

第35条 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに報告しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他本事業に関連して特に必要があると認められるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用及び当該措置により生じた増加費用のうち、事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(第三者に生じた損害)

第36条 事業者は、本事業の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合（要求水準に定める業務において通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）には、直ちに発注者に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。

- 2 前項で規定された第三者の損害に関して、発注者が当該第三者に対して金銭を支払った場合には、事業者は、当該金銭に相当する金額を発注者に対して補償する。
- 3 前2項にかかわらず、事業者が本事業の実施に関して第三者に及ぼした損害が取替工事業務に伴って生じる騒音又は振動に起因する周辺住民等の損害であって、かつ当該騒音又は振動が事業計画書の内容如何にかかわらずLED化対象照明の取替工事を行う上で避けることのできないものと発注者が判断する場合には、事業者及び発注者は、事業者及び発注者の間における第三者に対する損害賠償の負担について協議する。
- 4 事業者が本事業に関して発注者の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する法令等上の義務を負った場合には、発注者は、事業者が当該損害賠償義務を負ったことにより事業者が生じた合理的な増加費用を負担する。

(法令変更による措置)

第37条 発注者及び事業者は、法令等の変更等により、本契約若しくは要求水準の変更が必要になる場合又は本事業の実施に関する費用が増加する場合は、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知する。

- 2 前項の通知が送付された場合、発注者及び事業者は、本契約若しくは要求水準の変更又は増加費用の負担等について協議する。なお、この場合において、事業者は、法令等の変更等又はこれに伴う本契約若しくは要求水準の変更による本事業の実施に関する費用の増減について、発注者に申し出なければならない。
- 3 当該法令等の変更等の公布日から60日以内に前項の協議が調わない場合は、発注者が合理的な範囲での対応方法を事業者に通知することとし、事業者はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増加費用の負担については第4項による。
- 4 本契約の締結後において、法令等の変更等により、本事業の実施に関して事業者に合理的な増加費用が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更により増加費用の負担が発生した場合には、次の各号にかかわらず発注者が当該費用を負担する。

- 一 本事業又は国が所有する道路の建設、維持管理に、特別に又は類型的に影響を及ぼす法令等の変更等の場合には、発注者が当該増加費用を負担する。
 - 二 前号に該当せず、LED化対象照明の取替工事に影響を及ぼす法令等の変更等であり、これに伴う事業者による増加費用の発生防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、発注者が当該増加費用を負担する。
 - 三 前2号に該当しない法令等の変更等の場合には、事業者が当該増加費用を負担する。ただし、本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合には、発注者及び事業者と当該増加費用の負担について協議する。
- 5 発注者は、法令等の変更等により本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で事業費を減額することができる。
 - 6 発注者は、法令等の変更等によりLED化完了照明の引渡しの遅延が避けられない場合には、事業者と協議の上、引渡予定日を変更する。
 - 7 第1項から第6項までの規定は、法令等の変更等により事業者が本事業を継続することが不能となったと発注者が判断する場合、又は発注者が本事業の継続に過分の費用を要する場合において、発注者が第63条に基づき、第66条又は第69条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(不可抗力による措置)

- 第38条 発注者及び事業者は、不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。
- 2 事業者は、不可抗力により本事業に関して事業者に合理的な増加費用が発生した場合には、当該不可抗力の内容の詳細及びそれに伴う増加費用の詳細を通知し、当該増加費用の負担等について発注者と協議することができる。
 - 3 発注者及び事業者は、前項の協議の結果を踏まえ、本契約の締結後において、不可抗力により本事業の実施に関して事業者が発生した合理的な増加費用を本契約別紙6に規定された負担割合に応じて当該費用を負担する。
 - 4 発注者は、不可抗力により本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で事業費を減額することができる。
 - 5 発注者は、不可抗力によりLED化完了照明の引渡しの遅延が避けられない場合には、事業者と協議の上、引渡予定日を変更する。

- 6 第1項から第5項までの規定は、不可抗力により事業者が本事業を継続することが不能となったと発注者が判断する場合、又は発注者が本事業の継続に過分の費用を要する場合において、発注者が第63条に基づき、第66条又は第69条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(中断による措置)

第39条 発注者は、合理的に必要ながあると認めた場合には、その理由を事業者に通知した上で、本事業の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項により、LED化完了照明の引渡しの遅延が避けられない場合には、事業者と協議の上、引渡予定日を変更する。ただし、前項に定める一時中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合は引渡予定日を変更しない。
- 3 第1項に定める一時中止が発注者の責めに帰すべき事由による場合に、事業者が発生する合理的な増加費用については、発注者がこれを負担する。
- 4 第1項に定める一時中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合に、事業者が発生する増加費用については、事業者がこれをすべて負担する。
- 5 第1項に定める一時中止が法令等の変更等又は不可抗力によるときには、当該一時中止に関して事業者が発生する合理的な増加費用に関しては第37条第4項又は第38条第3項がそれぞれ適用される。

(関係者協議会の設置)

第40条 発注者及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うことを目的とし、発注者及び事業者その他の本事業の関係者（発注者及び事業者がその参加が必要と判断する者を含む。）により構成する関係者協議会を設置する。

第3章 維持補修に関する事項

(維持補修業務の実施計画)

第41条 事業者は、要求水準に定めるところにより維持補修業務に係る維持補修業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項に基づき受領した維持補修業務計画書について、その内容が要求水準を満たさない場合又は本事業の目的を達成する上で必要と認める場合には、事業者に対して補正を命じることができる。事業者は、補正を受けた場合、直ちに維持補修業務計画書を修正し、発注者に再提出しなければならない。

(業務体制の整備等)

第42条 事業者は、維持補修業務の実施に必要となる、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の事項を維持補修業務計画書に定めて、本契約の締結後14日以内に、発注者に対して提出し、確認を受けなければならない。

(維持補修業務の実施)

第43条 事業者は、要求水準及び維持補修業務計画書に従って維持補修企業に、維持補修業務を実施させる。

2 事業者又は維持補修企業は、維持補修業務を行うにあたって必要な有資格者を配置する。

(報告書等の作成及び提出)

第44条 事業者は、事業期間にわたり、要求水準及び本契約別紙4に定めるところにより維持補修業務に係る報告書等を作成又は修正し、発注者に対して提出しなければならない。

(本施設の損傷)

第45条 事業者は、事業期間中、本施設が損傷した場合には、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた場合には、直ちに調査を行い、前項の損傷の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の損傷の状況が確認された場合には、要求水準書に従い、補修を行う。

(発注者による検査)

第46条 事業者は、本契約の締結日以降の各事業年度における維持補修業務が完了したときは、当該事業年度の年報(当該年度の出来形数量・工事完成図等の提出を含む。)を当該事業年度の終了後10日以内に発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項による年報を受領したときは、速やかに検査を実施する。

3 発注者は、前項による検査の結果、第1項に基づく年報の対象となった維持補修業務が、要求水準書及び事業計画書、維持補修業務計画書並びに業務報告書及び改善要求措置の内容に照らして、要求水準の達成状況に適合していることを確認したときは、検査結果通知書を事業者に交付しなければならない。

第4章 取替工事業務

第1節 共通

(工事用電力、水にかかる費用)

第47条 取替工事期間中の工事用電力、水等にかかる費用については、事業者の負担とする。

第2節 工事業務

(事前調査業務計画書及び取替工事施工計画書)

第48条 事業者は、要求水準に定めるところにより、事前調査業務計画書及び取替工事施工計画書を作成し、発注者に提出する。

- 2 発注者は、前項に基づき受領した事前調査業務計画書及び取替工事施工計画書について、その内容が要求水準を満たさない場合又は本事業の目的を達成する上で必要と認める場合には、事業者に対して補正を命じることができる。事業者は、補正を受けた場合、直ちに当該事前調査業務計画書及び取替工事施工計画書を修正し、発注者に提出しなければならない。

(取替工事業務の実施)

第49条 事業者は、要求水準及び取替工事施工計画書に定めるところにより取替工事企業に、取替工事業務を実施させる。

- 2 事業者は、取替工事業務着手時に、現場代理人及び事業計画書に記載した建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置させ、その氏名及びその他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(取替工事業務における体制の確認)

第50条 事業者は、建設業法第24条の8の規定及び要求水準に基づき、施工体制台帳及び施工体系図の写しを発注者に提出し、その内容を変更するときは、事前に発注者の承諾を得なければならない。

- 2 発注者は、必要と認めた場合には、主任技術者又は監理技術者の配置の状況、その他本事業の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができる。

第3節 取替工事業務の完了及びLED化完了照明の所有権移転

(事業者による完成検査)

第51条 事業者は、LED化完了照明及び成果物について、要求水準に定めるところにより完成検査を行う。この場合、事業者は、当該完成検査に先立つ7日前までに、当該完成検査の日程を発注者に対して通知する。

2 発注者は、前項の完成検査に立ち会うことができ、この場合、事業者は、発注者による当該立会いを拒否できない。

3 事業者は、第1項の完成検査において、LED化完了照明及び成果物が要求水準を達成していることの当否について検査する。

4 事業者は、第1項の完成検査を行った場合においては、その結果を発注者に対して報告しなければならない。

5 LED化対象照明について、発注者及び事業者間で協議の上、発注者が取替工事の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の取替工事が完了したときについては、第1項及び第3項中「LED化完了照明及び成果物」とあるのは「指定部分に係るLED化完了照明」と、第1項乃至第4項中「完成検査」とあるのは「部分検査」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(発注者による取替工事業務の確認)

第52条 事業者は、前条第4項に基づき発注者に対して工事の完成を速やかに報告し、発注者に成果物とともに取替工事完了届を提出して、完工(引渡)検査を依頼することができる。ただし、取替工事完了届は、完工(引渡)検査が行われる日の45日前までに提出しなければならない。

2 発注者は、前項に基づき成果物及び取替工事完了届を受領した場合には、要求水準書に定めるところにより、受領した日を含めて14日以内に、事業者並びに取替工事企業及び維持補修企業の立会いの上、LED化完了照明及び成果物並びに事業者が実施した取替工事業務が、要求水準に適合しているか検査し、当該検査の結果を事業者に対し通知する。

3 発注者は、第1項の場合において、必要と認める場合は、LED化完了照明を最小限度破壊して検査することができる。なお、発注者は、当該検査の実施を理由とする本施設の工事の全部又は一部についての責任を負担しない。

4 発注者は、第2項の検査の結果、LED化完了照明又は成果物について要求水準を満たさないと判断した場合には、事業者に対してその是正を求めることができる。

5 事業者は、前項の請求を受けた場合には、自らの責任で速やかに是正を行い、

第2項の検査を受けなければならない。

- 6 事業者は、第2項の検査、第3項の検査及び復旧に直接要する費用又は前項の是正に要する費用を負担しなければならない。
- 7 LED化対象照明について指定部分がある場合において、当該指定部分の事業者の完成検査が完了したときについては、第2項中「前項に基づき成果物及び取替工事完了届を受領した場合には、要求水準書に定めるところにより」とあるのは「指定部分に係る確認依頼書、自主検査報告書及び保守等報告書を受領した場合には、要求水準書に定めるところにより」と、第2項中「LED化完了照明及び成果物並びに事業者が実施した取替工事業務」とあるのは「指定部分に係るLED化完了照明及び事業者が実施した取替工事業務」と、第3項中「第1項の場合において、必要と認める場合は」とあるのは「必要と認める場合は」と、第4項中「LED化完了照明又は成果物」とあるのは「指定部分に係るLED化完了照明」と、読み替えて、これらの規定を準用する。

(発注者による完工確認通知書の交付)

第53条 発注者は、前条に定める検査の結果、LED化完了照明及び成果物が要求水準のとおり完成していることを確認した場合には、当該確認の日から14日以内に、LED化完了照明及び成果物についての完工確認通知書を事業者に対して交付する。

- 2 発注者は、前条に定める検査の結果、LED化完了照明及び成果物が要求水準のとおり完成していることを確認できない場合には、前条第4項の請求に対して事業者が是正の対応を行ったことをもって、検査を完了とすることができ、前項の定めにしたがう。
- 3 LED化完了照明について指定部分がある場合において、当該指定部分の前条に基づく検査を行った場合には、第1項及び第2項中「LED化完了照明及び成果物」とあるのは、「指定部分に係るLED化完了照明」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(LED化完了照明の引渡し)

第54条 事業者は、前条に定める完工確認通知書を受領した後、引渡予定日までにLED化完了照明の引渡書を発注者に対して提出するとともに、LED化完了照明を成果物とともに発注者に引き渡す。

- 2 発注者は、前項の規定に従って、事業者からLED化完了照明及び成果物の引渡しを受けた場合には、LED化完了照明及び成果物に関する引渡受領書を事業者に対して交付する。
- 3 発注者は、第1項に規定された引渡しにより、LED化完了照明の所有権を

取得する。

- 4 LED化対象照明について指定部分がある場合において、当該指定部分につき前条に定める完工確認通知書を受領した後、発注者は、引渡しにより、当該指定部分に係るLED化完了照明の所有権を取得する。

(部分使用)

第55条 発注者は、LED化完了照明の引渡し前においても、事業者の承諾を得てLED化完了照明の全部又は一部を使用することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項によりLED化完了照明の全部又は一部を使用したことによって事業者に追加費用が生じた場合には、これを負担する。

(LED化完了照明の引渡しの遅延又は変更に伴う措置)

第56条 発注者の責めに帰すべき事由により、LED化完了照明の引渡しが引渡予定日より遅延した場合には、発注者は、引渡予定日から引渡しまでの期間(両日を含む。以下、本条において同じ。)において、事業者が負担した合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。この場合において、発注者は第25条第1項に定める遅延利息を負担しない。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、LED化完了照明の引渡しが引渡予定日より遅延した場合には、事業者は、当該遅延による増加費用を負担するとともに、引渡予定日から引渡しまでの期間について、取替工事業務費相当額に対して第25条第2項に定める遅延利息の率を乗じ、年365日の日割り計算により得られる遅延利息を発注者に対して支払う。
- 3 法令等の変更等又は不可抗力により、LED化完了照明の引渡しが引渡予定日より遅延し、事業者が発生した合理的な増加費用に関しては、第37条第4項又は第38条第3項がそれぞれ適用される。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由以外の事由によりLED化完了照明の引渡しが引渡予定日より遅延する場合には、発注者は、LED化完了照明の引渡しに先立ち、LED化完了照明の全部又は一部で使用可能な部分を、本事業の目的に照らして合理的に必要な範囲において使用することができる。

(契約不適合責任)

第57条 発注者は、LED化完了照明又は成果物(以下この条において「LED化完了照明等」という。)が事業契約書等の内容に適合しないもの(以下この条において「契約不適合」という。)である場合、事業者に対し、その修補又は代替

物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて取替工事業務費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに取替工事業務費の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 LED化完了照明等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、発注者が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 発注者は、引き渡されたLED化完了照明等に関し、引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 5 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 6 発注者が第3項又は第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第9項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 7 発注者は、第3項又は第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 8 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたもので

あるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。

- 9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 発注者は、LED化完了照明等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第3項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 11 引き渡されたLED化完了照明等の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 12 LED化完了照明等に契約不適合がある場合、発注者は事業者に対して、当該契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

第5章 事業費の支払に関する事項

(維持補修業務費及びその他の費用の支払)

第58条 事業者は、本契約締結の日以降事業期間にわたり、年1回、全9回、発注者に対し、維持補修業務に係る維持補修業務費及びその他の費用の支払いを請求することができる。当該請求を受理した発注者は、本契約別紙5の定めるところの算定方法及びスケジュールにより、当該請求に係る事業年度の維持補修業務費及びその他の費用を事業者へ支払う。なお、支払の期限日が閉庁日の場合はその前日までに支払う。

- 2 発注者は、本契約締結の日以降、事業者の責めに帰すべき事由により維持補修業務が開始されない場合には、本契約締結の日以降から実際に維持補修業務が開始された日の前日までの期間(両日を含む。)に相当する維持補修業務費を支払わない。
- 3 発注者は、本契約締結の日以降、発注者の責めに帰すべき事由により事業者が維持補修業務の全部又は一部を開始できない場合には、当該維持補修業務の全部又は一部に相当する維持補修業務費を支払わない。ただし、本項の場合において当該維持補修業務の全部又は一部に関して事業者が負担を免れない合理的な費用に相当する金額については発注者が負担しなければならない。発注者は事業者との協議により当該金額とその支払方法について定める。
- 4 発注者は、法令等の変更等又は不可抗力により、維持補修業務の全部又は一部が履行不能な場合には、維持補修業務の全部又は一部の履行不能状態が存続している業務範囲及び期間に相当する維持補修業務費を支払わない。ただし、本項の場合において当該維持補修業務の全部又は一部に関して事業者が負担を

免れない合理的な費用に相当する金額及び合理的な増加費用の負担については、第 37 条第 4 項又は第 38 条第 3 項がそれぞれ適用される。

- 5 発注者は、業務不履行があった場合は、本契約別紙 4 に従い、維持補修業務費を減額し、又は支払留保することができる。
- 6 発注者は、第 2 項又は第 5 項の場合において、減額とは別に、業務不履行に伴い発注者に発生した損害の賠償を事業者に請求することができる。

(取替工事業務費の支払)

第 59 条 事業者は、第 53 条第 2 項の検査に合格したときは、令和 9 年 4 月 1 日以降事業期間にわたり、年 1 回、全 9 回、各事業年度の翌月末（ただし、初回は令和 9 年 4 月 30 日とする。）までに、発注者に対し取替工事業務費の支払いを請求することができる。当該請求を受理した発注者は、本契約別紙 5 の定めるところの算定方法及びスケジュールにより、取替工事業務費を事業者に支払う。なお、支払の期限日が閉庁日の場合はその前日までに支払う。

- 2 発注者は、取替工事業務費が増加した場合において、本契約の定めるところにより当該合理的な増加費用について発注者が負担するものとされているときは、その合理的な増加費用を負担する。この場合、発注者及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日又は発注者及び事業者が合意した延長期間以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、事業者に通知する。
- 3 発注者は、本契約の定めるところにより取替工事業務費が減少した場合には、その減少費用を取替工事業務費から減額する。この場合、発注者及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日又は発注者及び事業者が合意した延長期間以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、事業者に通知する。
- 4 発注者は事業者が LED 化完了照明及び成果物を要求水準のとおり完成させること又は維持補修業務を要求水準のとおり実施することが困難又は実施できないと合理的に判断した場合は、本契約別紙 4 に従い、取替工事業務費、維持補修業務費及びその他の費用の減額並びに違約金の請求を行うことができる。
- 5 発注者は、前項の場合において、減額とは別に、発注者に発生した損害の賠償を事業者に請求することができる。
- 6 発注者は、前各項にかかわらず、必要があると認める場合には、事業者と協議の上、取替工事業務費の繰り上げ弁済をすることができる。この場合において、発注者は、事業者に生じた合理的な増加費用を負担する。

第 6 章 本契約の解除及び終了に関する事項

第1節 解除権等

(発注者の解除権)

第60条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、事業者の取締役会で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 事業者が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- 三 事業者が本事業の遂行を放棄し、30日間以上当該状態が継続したとき。
- 四 事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 五 事業者が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- 六 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約上の事業者の義務の履行が不能となったとき。
- 七 本事業に関し、事業者若しくは選定企業のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者若しくは選定企業のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者又は選定企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 八 本事業に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者若しくは選定企業のいずれか又は事業者若しくは選定企業のいずれかが構成事業者である事業者団体（本号及び次号において選定企業等という。）に対して行われたときは、選定企業等に対する命令で確定したものをいい、選定企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令のすべてが確定した場合における当該命令をいい、以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 九 納付命令又は排除措置命令により選定企業等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為

の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者又は選定企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）中に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

十 本事業に関し、事業者又は選定企業のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

十一 事業者又は選定企業のいずれかが、基本協定書第7条第4項第5号に該当したとき。

十二 基本協定書第5条第3項の規定に従って本事業の落札者が発注者に対して差し入れた、基本協定書別紙3の様式による出資者誓約書に規定されたいずれかの構成員がいずれかの表明及び保証した内容が、真実若しくは正確でなかったとき、又はいずれかの構成員が当該構成員の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。

十三 事業者が、正当な理由がなく、本契約に定める事業者の義務を履行せず、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

十四 事業者が、第62条によらないで本契約の解除を申し出たとき。

十五 事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても要求水準を達成することができないとき。

十六 事業者、選定企業、再受任者、又は下請負人が、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、契約相手方が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者であることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

十七 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本契約に違反し、又は本契約上の事業者の重大な義務を不履行したとき。

2 発注者は、前項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。この場合において事業者は、発注者が被った損害を賠償しなければならない。

一 発注者は、出資者に、事業者の全株式を、当該時点において発注者が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し発注者が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

二 発注者は、事業者に、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点に

において発注者が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し発注者が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

（発注者の任意による解除）

第61条 発注者は、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他発注者が必要と認める場合には、180 日以上前に事業者にその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（事業者の解除権）

第62条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を解除することができる。

- 一 第 38 条により本件工事の中止期間が工期の 10 分の 5 を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 90 日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 二 発注者が本契約に従って支払うべき事業費を、支払期限到来後 60 日を過ぎても支払わないとき。
- 三 発注者が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。

（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

第63条 発注者は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者との協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
 - 二 事業者が本事業を継続するために、発注者が過分の費用を負担するとき。
- 2 発注者は、前項の場合において、事業者と協議の上、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。
- 一 発注者は、出資者に、事業者の全株式を、当該時点において発注者が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し発注者が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
 - 二 発注者は、事業者に、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において発注者が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し発注者が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

第 2 節 LED 化完了照明の引渡日前における契約解除の効力

(事業者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力)

第64条 発注者は、本契約の締結日から引渡日までの間に、第60条第1項各号のいずれかにより本契約を解除する場合には、以下の各号の措置をとる。

- 一 発注者は、事業者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
 - 二 発注者は、LED化対象照明の取替工事出来形部分（既に部分引渡しされたLED化完了照明を除く。）並びに関連する業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。
 - 三 発注者は、前号に定める所有権及び既に部分引渡しされたLED化完了照明に係る所有権を保持した上で、当該出来形部分及び当該部分引渡済LED化完了照明に相応する代金（これにかかる消費税等を含む）、及びこれに係る再計算の利息に相当する金額並びに第一号に基づく解除の通知日までの履行済みの維持補修業務の未払額に相当する金額を支払う。
 - 四 発注者は、前号の支払金銭については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者が発生する合理的な金融費用を負担しなければならないが、当該費用の金額及び支払方法については、発注者が事業者と協議の上定める。
 - ア 発注者が定めた期日（ただし、令和17年4月30日を超えない。）までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた取替工事業務費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 事業者は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合、施設整備費（消費税等を含む。）及び年間維持補修業務費の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 発注者から契約解除の通知を受けた場合
 - 二 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 発注者は、第2項の場合において、第9条の保証金又はこれに代わる担保を

違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。

- 5 発注者は、第2項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

(発注者の任意による又は責めに帰すべき事由による契約解除の効力)

第65条 事業者が、本契約の締結日から引渡日までの間に、第62条により本契約を解除する場合には、発注者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

- 2 発注者は、本契約の締結日から引渡日までの間に第61条により本契約を解除した場合、又は前項の場合において、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 発注者は、LED化対象照明の取替工事出来形部分（既に部分引渡しされたLED化完了照明を除く。）並びに関連する業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。

二 発注者は、前号の所有権及び既に部分引渡しされたLED化完了照明に係る所有権を保持した上で、当該出来形部分及び当該部分引渡済LED化完了照明に相応する代金（これにかかる消費税等を含む）、及びこれに係る再計算の利息に相当する金額並びに第1項に基づく解除の通知日までの履行済みの維持補修業務の未払額に相当する金額を支払う。

三 発注者は、前号の支払金銭については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者が発生する合理的な金融費用を負担しなければならないが、当該費用の金額及び支払方法については、発注者が事業者と協議の上定める。

ア 発注者が定めた期日（ただし、令和17年4月30日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた取替工事業務費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

- 3 発注者は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担しなければならないが、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

第66条 発注者は、本契約の締結日から引渡日までの間に、第63条第1項により本契約を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 発注者は、事業者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除す

る。

- 二 発注者は、LED化対象照明の取替工事出来形部分（既に部分引渡しされたLED化完了照明を除く。）並びに関連する業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得及び保持する。
 - 三 発注者は、前号の所有権及び既に部分引渡しされたLED化完了照明に係る所有権を保持した上で、当該出来形部分及び当該部分引渡済LED化完了照明に相応する代金（これにかかる消費税等を含む）、及びこれに係る再計算の利息に相当する金額並びに第一号に基づく解除の通知日までの履行済みの維持補修業務の未払額に相当する金額を支払う。
 - 四 発注者は、前号の支払金銭については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者が発生する合理的な金融費用を負担しなければならないが、当該費用の金額及び支払方法については、発注者が事業者と協議の上定める。
 - ア 発注者が定めた期日（ただし、令和17年4月30日を超えない。）までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた取替工事業務費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第37条第4項又は第38条第3項がそれぞれ適用され、その支払方法については発注者が事業者と協議の上定める。

第3節 LED化完了照明引渡し後における契約解除の効力

（事業者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力）

第67条 発注者は、LED化完了照明の引渡し以降において、第60条第1項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 発注者は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。
- 二 発注者は、LED化完了照明の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における解約部分に相当する取替工事業務費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該取替工事業務費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。
- 三 発注者は、契約解除通知日における、解約部分に相当する履行済みの維持補修業務費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

- 四 発注者は、第二号による金銭の支払については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者に発生する合理的な金融費用を負担しなければならないが、当該費用の金額及び支払方法については、発注者が事業者と協議の上定める。
- ア 発注者が定めた期日（ただし、令和 17 年 4 月 30 日を超えない。）までに一括して支払う。
- イ 当初定められた取替工事業務費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 事業者は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合、本契約解除時点から当初の事業期間終了時点までに収受予定であった維持補修業務費及びその他の費用の各残額の 10 分の 1 の合計額に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 発注者から契約解除の通知を受けた場合
- 二 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- 二 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- 三 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 発注者は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

（発注者の任意による又は責めに帰すべき事由による契約解除の効力）

第68条 事業者は、LED化完了照明の引渡し以降において、第 62 条により本契約を解除する場合には、発注者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

- 2 発注者は、LED化完了照明の引渡し以降において第 61 条により本契約の全部又は一部を解除した場合、又は前項の場合において、次の各号に掲げる措置をとる。
- 一 発注者は、LED化完了照明の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における解約部分に相当する取替工事業務費の残額及びこれに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該取替工事業務

費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

二 発注者は、契約解除通知日における、解約部分に相当する履行済みの維持補修業務費の未払額に相当する金額を、本契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

三 発注者は、第一号による金銭の支払については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者が発生する合理的な金融費用を負担しなければならず、当該費用の金額及び支払方法については、発注者が事業者と協議の上定める。

ア 発注者が定めた期日（ただし、令和 17 年 4 月 30 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた取替工事業務費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

3 発注者は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担しなければならず、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。

（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）

第69条 発注者は、LED化完了照明の引渡し以降において、第 63 条第 1 項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 発注者は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 発注者は、LED化完了照明の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における解約部分に相当する取替工事業務費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該取替工事業務費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 発注者は、契約解除通知日における、解約部分に相当する履行済みの維持補修業務費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 発注者は、第二号による金銭の支払については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者が発生する合理的な金融費用を負担しなければならず、当該費用の金額及び支払方法については、発注者が事業者と協議の上定める。

ア 発注者が定めた期日（ただし、令和 17 年 4 月 30 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた取替工事業務費の支払スケジュールを最長の期間とし、

その期間内において分割して支払う。

- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な金融費用の負担に関しては、第 37 条第 4 項又は第 38 条第 3 項がそれぞれ適用され、その支払方法については発注者が事業者と協議の上定める。

第 4 節 本契約の終了

(期間満了による終了)

第70条 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、令和 17 年 3 月 31 日をもって終了する。

- 2 事業者は、前項に定める終了日の 2 年前までに、本契約別紙 4 に定めるところにより本事業の終了に係る書類の提出及び報告を行い、発注者及び事業者は、前項に定める終了日において本施設が要求水準書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を開始する。
- 3 事業者は、前項に基づく協議及び前項により事業者が提出する本事業終了時までの本施設の点検・補修に係る計画書に基づき、第 1 項に定める終了日において本施設が要求水準を満たしていることを確保するために必要な措置を講じる。

(契約終了時の事務)

第71条 発注者は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本契約の終了した日から 10 日以内に、事業対象区域又は本施設の現況を確認することができる。この場合において、事業対象区域又は本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、発注者は事業者に対してその修補を請求することができる。

- 2 事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を発注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、当該通知を受領した日から 10 日以内に修補の完了の検査を行う。
- 3 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、事業対象区域又は本施設に、事業者又は選定企業が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、発注者の確認を受けなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、発注者が事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合におい

て、事業者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 5 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、発注者又は発注者の指示する者に、本契約の終了に係る維持補修業務の必要な引き継ぎを合理的な範囲で行わなければならない。
- 6 本契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、第61条又は第62条に係る本契約終了の場合を除き、すべて事業者が負担する。

(保全義務)

第72条 事業者は、契約解除の通知の日から本契約の解除に伴う引渡しまで又は前条第5項による維持補修業務の引継ぎ完了のときまで、LED化対象照明の取替工事の出来形部分又は本施設について必要な維持保全に努めなければならない。

(関係資料等の返還)

第73条 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、関係資料又は設計図書の貸与を受けている場合は、当該関係資料又は設計図書を発注者に返還しなければならない。

- 2 事業者は、前項の場合において、関係資料又は設計図書が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第74条 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときは、本事業に関し事業者が作成した一切の書類のうち、発注者が合理的に要求するものを、発注者に対して引き渡す。

- 2 発注者は、前項により事業者から引渡しを受けた書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。

(契約不適合責任)

第75条 発注者は、事業期間終了後、本施設が事業契約書等の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）である場合、事業者に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 発注者は、本施設に関し、事業期間が終了した日の翌日から1年以内でなけ

れば、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 3 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者へ通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、事業期間終了時に契約不適合があることを知ったときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 本施設に契約不適合がある場合、発注者は事業者に対して、当該契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

第7章 表明保証及び誓約

（事業者による事実の表明保証及び誓約）

第76条 事業者は、発注者に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

- 一 事業者は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
- 二 事業者による本契約の締結及び履行に関して、事業者に対し適用のある法令等、事業者の定款その他社内規則上必要とされる事業者の一切の手續が有

効に履践されており、これらの手続に関する違反がないこと。

三 事業者による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、事業者に適用のある法令等に違反せず、又は事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に反しないこと。

四 本契約上の事業者の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある事業者の義務であり、かつ本契約の各規定に従って事業者に対して執行可能であること。

2 事業者は、発注者の事前の承諾なくして、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、営業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わないこと、基本協定書に基づいて構成員が発注者に提出した出資者誓約書の内容に虚偽のないこと、及び事業者の代表者、取締役、役員又は商号に変更があった場合には、直ちに発注者に対して通知することを誓約する。

(発注者による事実の表明保証)

第77条 発注者は、事業者に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

一 発注者は本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。

二 発注者による本契約の締結及びその履行に関して、発注者に対し適用のある法令等及び発注者の内規上必要とされる一切の手続が有効に履践されており、これらの手続に関する違反がないこと。

三 発注者による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、発注者に適用のある法令等に違反せず、又は発注者が当事者であり若しくは発注者が拘束される契約その他の合意に反しないこと。

四 本契約上の発注者の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある発注者の義務であり、かつ本契約の各規定に従って発注者に対して執行可能であること。

第8章 雑則

(本契約の変更)

第78条 本契約(別紙を含む。)の変更は、発注者及び事業者の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

(準拠法及び裁判管轄)

第79条 本契約は、日本国の法令等に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約に関する紛争又は訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解釈)

第80条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、発注者及び事業者の間で誠実に協議の上、これを定める。

附則

(出資者の誓約)

- 第1条 事業者は、発注者による事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約終了までの間、出資者に、事業者の株式を保有させなければならない。
- 2 事業者は、事前に書面により発注者の同意を得た場合に限り、出資者に、事業者の株式又は出資の全部又は一部に対して担保権を設定させることができる。
- 3 第1項の取扱いは、出資者間において事業者の株式の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。

(融資団との協議)

- 第2条 発注者は、その必要を認めた場合には、本事業に関し、事業者に融資を行う融資団(もしあれば。)との間で協議を行う。発注者がこの協議を行う場合には、次の各号に掲げる事項等を定める。
- 一 本契約に関し、事業者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への事前通知及び融資団との協議に関する事項
- 二 事業者の株式の全部又は一部を、出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 三 融資団が事業者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 四 発注者による本契約の解除に伴う措置に関する事項

別紙 1 契約金額の内訳

別紙 2 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

| 番号 | 用語 | 定義 | かな |
|----|----------|---|--------------------|
| 1 | LED化完了照明 | 取替工事業務によりLED化が完了した道路照明をいう。なお、維持補修業務による補修工事によってLED化対象照明がLED化された場合、当該LED化された照明は、LED化完了照明とみなす。 | LEDかかんり ようしょうめい |
| 2 | LED化対象照明 | 本施設のうち本契約締結時点においてまだLED化されていない道路照明をいい、その構成は要求水準書による。 | LEDかたいし ようしょうめい |
| 3 | PFI法 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。 | PFIほう |
| 4 | アドバイザー | 発注者又は事業者若しくは構成員から、本事業の実施又は本事業の入札手続等に関して業務を受任又は請け負った者をいう。 | あどばいざー |
| 5 | 維持補修企業 | 維持補修業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。 | いじほしゅうき ぎょう |
| 6 | 維持補修業務 | 本施設の性能及び機能を適正に維持管理・補修するために必要な業務をいい、点検業務、補修工事及び道路照明台帳更新・管理業務からなり、その業務内容の詳細については要求水準書による。 | いじほしゅうぎ ようむ |
| 7 | 維持補修業務契約 | 事業者が維持補修業務について各選定企業と締結する契約の総称をいう。 | いじほしゅうぎ ようむけいやく |

| 番号 | 用語 | 定義 | かな |
|----|---------|--|-----------------|
| 8 | 維持補修業務費 | 発注者が事業者に支払う事業費のうち本施設の維持補修業務の実施による対価（消費税等を含む。）をいう、その内容は本契約別紙5による。 | いじほしゅうぎ ようむひ |
| 9 | 維持補修費 | 本施設の維持補修業務費のうち、 （i）本施設の点検業務費 （ii）本施設の補修工事費 （iii）道路照明台帳更新・管理業務に係る費用の合計額）をいう。 | いじほしゅうひ |
| 10 | 各業務 | 維持補修業務及び取替工事業務をいう。 | かくぎょうむ |
| 11 | 割賦手数料 | 施設整備費の8／9を元本とする元利均等払いを前提とする割賦利率により算定される利息の額をいう、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。 | かっぷてすうり ょう |
| 12 | 割賦利率 | 基準金利と事業計画書に記載された利ざやを合計した、割賦手数料の料率をいう。 | かっぷりりつ |
| 13 | 監視職員 | 事業者による本事業の適正かつ確実な履行を確保するために発注者の定めるところにより設置する職員をいう。 | かんししょくい ん |
| 14 | 基準金利 | 割賦手数料の料率を算定するために必要となる本契約別紙5に定める基準金利をいう。 | きじゅんきんり |
| 15 | 既設LED照明 | 本施設のうち本契約締結時点でLED化されている道路照明をいう。 | きせつLEDし ょうめい |
| 16 | 基本協定書 | 発注者と構成員が令和【○】年【○】月【○】日に締結した大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業基本協定書（別紙を含む。）をいう。 | きほんきょうて いしょ |

| 番号 | 用語 | 定義 | かな |
|----|------------|--|----------------------------|
| 17 | 業績等 | 事業者の経営管理状況、事業者及び選定企業が実施する本事業における各業務の業績及び実施状況をいう。 | ぎょうせきとう |
| 18 | 業務等計画書 | 各業務に関する業務の計画書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。 | ぎょうむとうけ いかくしょ |
| 19 | 業務不履行 | 発注者による業績等に関する監視の結果、事業者の帰責事由により要求水準を達成しない虞がある、又は要求水準を達成していないと判断した状態をいう。 | ぎょうむふりこ う |
| 20 | 業務報告書 | 各業務に関する業務の報告書をいい、その内容の詳細は要求水準書又は発注者が別途指定するところによる。 | ぎょうむほうこ くしょ |
| 21 | 契約解除通知日 | 本契約の解除通知が通知の相手方に到達した日をいう。 | けいやくかいじ よつうちび |
| 22 | 公共施設等の管理者等 | PFI 法第 2 条第 3 項に定める者をいう。 | こうきょうしせ つとうのかんり しゃとう |
| 23 | 工事費合意書 | 整備工事等費の設計変更のために用いる単価その他の事項についての発注者及び事業者の合意書をいい、本契約第 23 条第 2 項に従い定める。 | こうじひごうい しょ |
| 24 | 構成企業 | 本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、本事業に関する各業務を事業者から直接受託又は請け負い、かつ事業者に出資する者をいう。 | こうせいきぎよ う |

| 番号 | 用語 | 定義 | かな |
|----|--------|---|------------|
| 25 | 再計算の利息 | 本契約を解除した場合に、契約解除通知日から発注者が選択した支払方法による支払日（当該支払日が複数ある場合には、それぞれの支払日）までの期間について割賦利率により再計算した利息の額をいう。ただし、当該利息の算定を行うにあたっての割賦利率は、契約解除の事由及び選択した支払方法によって異なり、詳細は本契約別紙7による。 | さいけいさんのりそく |
| 26 | 再受任者 | 本事業の実施に伴う各業務の一部を選定企業から受任する者をいう。 | さいじゆにんしや |
| 27 | 支出負担行為 | 財政法（昭和22年法律第34号）第34条の2第1項に規定する支出負担行為をいう。 | ししゆつふたんこうい |
| 28 | 下請負人 | 本事業の実施に伴う各業務の一部を選定企業から請け負う者をいう。 | したうけおいにん |
| 29 | 出資者 | 事業者の株式を所有する者をいう。 | しゆっししや |
| 30 | 消費税等 | 消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。 | しょうひぜいと |
| 31 | 事業期間 | 本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和17年3月31日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。 | じぎょうきかん |

| 番号 | 用語 | 定義 | かな |
|----|--------|--|---------------|
| 32 | 事業計画書 | 構成員が本事業の入札手続において発注者に提出した本事業の実施に係る提案書類一式をいい、内容の明確化にあたり、発注者及び事業者が本契約の締結までに確認した事項を含む。 | じぎょうけいかくしよ |
| 33 | 事業契約書 | 発注者と事業者が令和8年3月【○】日に締結した大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業 事業契約書（別紙を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。 | じぎょうけいやくしよ |
| 34 | 事業契約書等 | 事業契約書、入札説明書等及び事業計画書の総称をいう。 | じぎょうけいやくしよとう |
| 35 | 事業工程表 | 本事業の事業期間に亘る工程表をいう。 | じぎょうこうていひょう |
| 36 | 事業者 | 基本協定書に基づいて構成員が本事業の実施のみを目的として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立した新会社をいう。 | じぎょうしゃ |
| 37 | 事業対象区域 | 要求水準書において定める事業場所である区域をいう。 | じぎょうたいししょうくいき |
| 38 | 事業年度 | 事業期間中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については、事業者の設立日から最初に到来する3月31日までとする。 | じぎょうねんど |
| 39 | 事業費 | 発注者が事業者に支払う本事業の実施による対価の総額をいい、その内容は本契約別紙5による。 | じぎょうひ |

| 番号 | 用語 | 定義 | かな |
|----|-----------|---|-------------------|
| 40 | 施設整備費 | <p>L E D化対象照明の取替工事業務の実施により事業者が負担する</p> <p>(i) L E D化対象照明の事前調査業務に係る調査費</p> <p>(ii) L E D道路照明灯具選定・調達業務に係る選定・調達費</p> <p>(iii) 取替工事に係る取替工事業務費</p> <p>(iv) 撤去したL E D化対象照明の収集運搬・産業廃棄物処分費</p> <p>(v) 道路照明台帳更新業務に係る費用</p> <p>(vi) 事業者の開業に伴う費用</p> <p>(vii) 引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等）</p> <p>(viii) 融資組成手数料</p> <p>(ix) 建中金利</p> <p>(x) その他施設整備に関する初期投資と認められる費用をいい、その内容は本契約別紙5による。</p> | しせつせいびひ |
| 41 | 事前調査業務 | <p>事業対象区域における現地調査及び関連するその他の業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。</p> | じぜんちょうさぎょうむ |
| 42 | 事前調査業務計画書 | <p>取替工事に係る事前調査業務に関する計画書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。</p> | じぜんちょうさぎょうむけいかくしょ |
| 43 | 成果物 | <p>要求水準に基づき事業者が作成する一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。</p> | せいかぶつ |

| 番号 | 用語 | 定義 | かな |
|----|--------|--|-------------|
| 44 | 整備工事等費 | 事業費のうち、取替工事業務費の内訳に示す取替工事費、撤去したLED化対象照明の収集運搬・産業廃棄物処分費及び維持補修業務費の内訳に示す維持補修費をいう。 | せいびこうじとうひ |
| 45 | 設計図書 | 入札公告時に発注者が入札参加者に対して示した入札説明書等のうち、本施設の設計に係る一切の書類（入札時積算数量書を含む。）をいう。 | せつけいとしょ |
| 46 | 選定企業 | 本契約に定める取替工事企業及び維持補修企業の総称をいう。 | せんていきぎょう |
| 47 | 選定事業 | PFI 法第 2 条第 4 項に定める選定事業をいう。 | せんていじぎょう |
| 48 | 総括代理人 | 事業者が本契約第 20 条第 2 項の権限を行使させるために設置する者をいう。 | そうかつだいにん |
| 49 | その他の費用 | 発注者が事業者を支払う事業費のうち、取替工事業務費及び維持補修業務費以外の本事業を実施するために事業者が必要とする費用をいい、その内容は本契約別紙 5 による。 | そのたのひよう |
| 50 | 知的財産権等 | 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権の総称をいう。 | ちてきざいさんけんとう |
| 51 | 取替工事期間 | 取替工事業務の着工日から全てのLED化完了照明の引渡しまでの期間をいう。 | とりかえこうじきかん |
| 52 | 取替工事企業 | 取替工事業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。 | とりかえこうじきぎょう |

| 番号 | 用語 | 定義 | かな |
|----|-----------|---|-------------------|
| 53 | 取替工事業務 | LED化対象照明をLED化する工事をいい、事前調査業務、LED道路照明灯具選定・調達業務、LED化対象照明のLED道路照明への取替工事、撤去したLED化対象照明の収集運搬・産業廃棄物処分及び道路照明台帳更新業務からなり、その業務内容の詳細については要求水準書による。 | とりかえこうじぎょうむ |
| 54 | 取替工事業務契約 | 事業者が取替工事業務について各選定企業と締結する契約の総称をいう。 | とりかえこうじぎょうむけいやく |
| 55 | 取替工事業務費 | 発注者が事業者を支払う事業費のうち施設整備費、割賦手数料及び施設整備費に係る消費税等の合計額をいい、その内容は本契約別紙5による。 | とりかえこうじぎょうむひ |
| 56 | 取替工事施工計画書 | 取替工事に関する計画書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。 | とりかえこうじせこうけいかくしょ |
| 57 | 入札時積算内訳書 | 構成員が本事業の入札手続において発注者に提出した、整備工事等費に係る単価、数量その他の必要事項を記載した書類をいう。 | にゅうさつじせきさんうちわけしょ |
| 58 | 入札時積算数量書 | 発注者が本事業の入札手続において事業者に提示した、維持補修業務及び取替工事業務に係る数量その他の必要事項を記載した書類をいう。 | にゅうさつじせきさんすうりょうしょ |
| 59 | 入札説明書等 | 発注者が本事業の入札手続において配布又は開示した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。 | にゅうさつせつめいしょとう |
| 60 | 引渡日 | 事業者が発注者にLED化完了照明を実際に引き渡す日をいう。 | ひきわたしび |

| 番号 | 用語 | 定義 | かな |
|----|---------|--|---------------|
| 61 | 引渡予定日 | LED化完了照明の引渡予定日である令和9年3月31日をいう。 | ひきわたしよていび |
| 62 | 不可抗力 | 本契約別紙6の定義によるものをいう。 | ふかこうりょく |
| 63 | 閉庁日 | 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定された行政機関の休日をいう。 | へいちょうび |
| 64 | 法令等 | 法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。 | ほうれいとう |
| 65 | 法令等の変更等 | 本契約の締結時点における既存の法令等の変更若しくは廃止又は新たな法令等の新設をいう。 | ほうれいとうのへんこうとう |
| 66 | 本件工事 | LED化対象照明の取替工事をいう。 | ほんけんこうじ |
| 67 | 本施設 | 本契約に基づいて事業者が各業務を実施する、要求水準書にて特定される道路照明をいい、既設LED照明、取替工事完了前のLED化対象照明及び取替工事完了後のLED化完了照明をいう。 | ほんしせつ |
| 68 | 本事業 | 事業契約書等及びPFI法に基づいて実施する大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業をいう。 | ほんじぎょう |

| 番号 | 用語 | 定義 | かな |
|----|-------|--|------------------|
| 69 | 要求水準 | 事業契約、要求水準書及び事業計画書に定める発注者が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業計画書に記載された提案内容が要求水準書に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。 | ようきゅうすい じゅん |
| 70 | 要求水準書 | 発注者が令和7年6月26日付で公表した大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業要求水準書（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。 | ようきゅうすい じゅんしょ |

別紙 3 事業者等が付す保険等

[入札説明書の添付4による。]

別紙 4 業績等の監視及び改善要求措置要領

[入札説明書の添付5による。]

別紙 5 事業費の算定及び支払い方法

[入札説明書の添付6による。]

別紙 6 不可抗力による費用分担

本契約第 38 条に定める不可抗力による費用分担は以下のとおりとする。

1. 不可抗力の定義

天災その他の自然的又は人為的な事象であって、発注者及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある発注者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。ただし、法令等の変更等は不可抗力に含まれない。なお、不可抗力の具体例としては以下のとおり。

(1) 天災その他の自然的事象

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊、公衆衛生上の事態等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

(2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

2. 不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

- ① 取替工事期間及び事業期間の変更、延期及び短縮に伴う工事費、維持補修業務費及びその他の費用（金利及び物価変動を含む。）
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した施設及び設備の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- ⑤ 取替工事期間及び事業期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）
- ⑥ 取替工事期間及び事業期間の変更、延期及び短縮に伴う事業者の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、事業者の期待利益は除く。）

3. 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1) 取替工事業務の損害分担

- ① 不可抗力による取替工事業務に係る追加費用及び損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、工事費の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額については発注者が負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、本工事の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、LED化対象照明の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- ③ 数次にわたる不可抗力により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記①の1%の事業者負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。
- ④ 上記①乃至③にかかわらず、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担する。

(2) 維持補修業務の損害分担

- ① 不可抗力による維持補修業務に係る追加費用及び損害額（事業者が当該不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、不可抗力の事由1件ごとに、不可抗力の事由の発生した年度における維持補修業務費の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額についてはこれを発注者が負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、維持補修業務の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷・復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

別紙 7 再計算の利息の算定にかかる割賦利率

割賦利率は1. 基準金利と2. 利ざやの和で構成される。

1. 基準金利

支払方法に応じ、本契約別紙5における基準金利の算定方法に従い、再算定する。

2. 利ざや

契約解除の事由により以下のように定める。

(1) 本契約第60条による解除の場合

上乘せする利ざやは認めない。

(2) 本契約第61条又は第62条による解除の場合

事業計画書に記載されている利ざやとする。

(3) 本契約第63条による解除の場合

事業計画書に記載されている、融資者から提示のあった利ざやとする。この場合、構成員である株主からの劣後融資等は含めない。